平成２５年（フ）第２３３号
熊本市北区龍田陳内３丁目20番127号
債務者　溝口登美子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２４０号
熊本市東区東町３丁目６番４－３号　東町団地
債務者　岩下かずみ
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２５５号
熊本市西区春日７丁目12番22号　藤本アパート１Ｆ東側
債務者　緒方　　賢
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６８号
熊本市東区御領８丁目13番４号　サンハイツ石原202、前住所熊本県菊池郡大津町大字杉水2827番地１
債務者　須佐美　渚（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６９号
熊本県菊池郡大津町大字大津277番地　アプリコット105号、前住所熊本市東区佐土原１丁目７番12―105号　ダイワマンションハイボナール東町
債務者　上田　光男
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２７０号
熊本県菊池郡大津町大字大津277番地　アプリコット105号、前住所熊本市東区佐土原１丁目７番12―105号　ダイワマンションハイボナール東町
債務者　上田　久美
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２７２号
熊本県宇城市不知火町御領110番地12
債務者　寺本　民子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２８３号
熊本市南区護藤町3316番地２
債務者　中村　秀喜
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４９４号
名古屋市北区生駒町５丁目97番地の１
債務者　名晃電気こと　杉浦　信一
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６０６号
名古屋市西区枇杷島３丁目21番19号　タウンコート東洋Ａ201号、旧住所福島県郡山市赤木町１番21号　八巻アパート302号
債務者　遠藤　幸夫
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７１号
神戸市東灘区深江本町３丁目５番２―1103号
債務者　原田　孝徳
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１６号
神戸市灘区新在家南町１丁目１番１―1108号
債務者　小濵　政行
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０号
熊本県荒尾市川登1981番地58
債務者　大薮　直樹
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第７６号
広島県福山市旭町４番21号　東コーポＣ号、旧住所広島県福山市入船町１丁目６番26号
債務者　萬田　夏子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第３５２８号
大阪市東淀川区相川１丁目２番２―1125号
債務者　兵働　　賢
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２１９号
大阪府東大阪市小阪３丁目４番Ａ―601号　近鉄八戸ノ里グランドマンション
債務者　松浦　孝和
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８３２号
大阪府門真市大字三ツ島1060番地　14棟204号
債務者　小西　國人
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部